

附 則 (昭和四十六年九月三〇日政令第三一九号)
この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。
附 則 (昭和四十七年四月一日政令第六二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年十一月二〇日政令第四〇二号)
この政令は、昭和四十七年十一月二十二日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月三一日政令第四七号)
この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年三月三〇日政令第八四号)
この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年九月三〇日政令第三四五号)
この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三一日政令第六四号)
この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日政令第二九二号)
この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月三一日政令第五七号)
この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月三一日政令第六〇号)
この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月四日政令第二九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三一日政令第七一号)
この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号)
抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月三一日政令第六一号)
この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年九月二六日政令第二六二号)
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月三一日政令第三八号)
この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年九月三〇日政令第二五一号)
この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月三一日政令第六八号)
この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年一〇月一日政令第三〇一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月三一日政令第六七号)
この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月二八日政令第二七二号)
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月三一日政令第五〇号)
この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年九月三〇日政令第二〇九号)
この政令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三十一日政令第六三号)

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年九月二十六日政令第二九〇号)

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日政令第六五号)

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月三〇日政令第二七六号)

この政令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年十二月二〇日政令第三一六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三十一日政令第八九号)

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月二十七日政令第三一〇号)

この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月三十一日政令第九四号)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年八月二三日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二十九日政令第三三六号)

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三十一日政令第七五号)

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八八号)

この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三十一日政令第九六号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定及び別表第一八〇六・二〇号の項の次に二項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則 (平成元年九月二十七日政令第二七九号)

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十一日政令第八八号)

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月二十七日政令第二八一号)

この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九二号)

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年九月二十五日政令第二九七号)

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日政令第九一号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日政令第九二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年九月三〇日政令第三二三号)

この政令は、平成四年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三十一日政令第八九号)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年九月二十九日政令第三二二号)

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三十一日政令第一一四号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月三〇日政令第三二二号)

この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年十二月二十八日政令第四一四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(次条において「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成七年三月三十一日政令第一六四号)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年九月二十九日政令第三五〇号)

この政令は、平成七年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年十二月二十七日政令第四三三三号)

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月三十一日政令第九三三三号)

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年九月二十六日政令第二九三三三号)

この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日政令第一一一一三三号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年十月一日政令第三〇八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三十一日政令第一二二二八号)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日政令第三一三三三三号)

この政令は、平成十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日政令第八一八号)

この政令は、平成一一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日政令第一二二八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年九月二十九日政令第二九九九号)

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三十一日政令第一八八八号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年七月二日政令第三七六号)

(施行期日)

1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十三年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年九月二十九日政令第四三三三三三号)

この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十一日政令第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年九月二十七日政令第三一四号)

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年二月五日政令第三八六号)

この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日政令第一〇九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年九月二十六日政令第三〇一号)

この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日政令第一四三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月二十五日政令第四二七号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日政令第一〇七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十九日政令第二九一号)

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月三十一日政令第一〇五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年九月三十日政令第三〇八号)

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日政令第一五〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年九月二十二日政令第三〇四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の施行の日から、第四条の規定は平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成十八年十一月一日政令第三四六号)

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十一日政令第一二〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年九月二十五日政令第三〇五号)

この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日政令第一二三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法施行令第十一条及び第十二条の改正規定並びに第八条の規定 関税率法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第五号) 附則第一条第三号に定める日 附 則 (平成二〇年九月十九日政令第二九四号)

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二十二年三月三十一日政令第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年九月二一日政令第二三九号)

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十一日政令第七三三号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年九月四日政令第二〇〇号)

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日政令第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月三〇日政令第三〇三三号)

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年十一月二八日政令第三六五号) 抄

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十一日政令第一一一号) 抄

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二四日政令第二四六号)

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月三〇日政令第一一七号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年九月二六日政令第二八六号)

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月三十一日政令第一五二二号) 抄

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年九月三〇日政令第三二一八号)

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月三十一日政令第一六五号)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月二八日政令第三三九号)

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日政令第一六八号) 抄

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一

略

二

第一条中関税法施行令第九条(見出しを含む。)の改正規定、同条に四項を加える改正規定(同条第四項から第六項までを加える部分に限る。)、同令第九条の二(見出しを含む。)の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定(同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。)、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十條の規定 平成二十九年一月一日

附 則 (平成二十八年九月二八日政令第三二三号)

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日政令第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年九月二七日政令第二五〇号)

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三十一日政令第一五二二号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（平成三〇年九月二一日政令第二六三号）
 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。
附 則（平成三一年三月三〇日政令第一三三三号）
 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則（令和元年九月二六日政令第一一〇号）
 この政令は、令和元年十月一日から施行する。
附 則（令和二年三月三一日政令第二二八号）抄
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則（令和二年九月一六日政令第二八〇号）
 この政令は、令和二年十月一日から施行する。
附 則（令和三年三月三一日政令第一三二一号）
 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の十二の改正規定、同令第七十条の二第一項ただし書の改正規定及び同令第八十三条の改正規定並びに
第二条、第四条、第八条、第十条及び第十一条の規定は、令和四年一月一日から施行する。
附 則（令和三年九月二四日政令第二六三三号）
 この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則（令和四年三月三一日政令第一三五五号）抄
 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
附 則（令和五年三月三一日政令第一五八号）抄
 （施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表第一の番号	品名	期間	数量
〇四〇一・一〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く）、バター、凝固したミルク、凝固したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト、又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率別表（以下「関税率表」という。）第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもに限り、）並びにヨーグルト、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもに限り、）並びに調製食品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のもに限り、）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもに限り、）	令和五年四月一日から令和六年三月三一日まで	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうちを占める乳脂肪分の割合に一・五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちを占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乗じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	令和五年四月一日から令和六年三月三一日まで	七四、九七三トン
〇四〇二・二九	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの	令和五年四月一日から令和六年三月三一日まで	七、二六四トン
〇四〇二・一一	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	令和五年四月一日から令和六年三月三一日まで	七、二六四トン

〇四〇二・九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一、五〇〇トン
〇四〇四・一〇	無機質を濃縮したホエイ	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	〇〇〇トン
〇四〇四・一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	〇〇〇トン
〇四〇四・九〇	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	〇〇〇トン
〇四〇五・一〇	ミルクから得たバターその他の油脂	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	五八・一トン
〇四〇五・九〇	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	〇〇〇トン
〇四〇六・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一二〇、〇〇〇トン
〇七二三・一〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	四、二三五、三〇〇トン
〇七二三・三二	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三二〇、六〇〇トン
〇七二三・三三	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	六六、七〇〇トン
〇七二三・三四	とうもろこしのうちその他のもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一四七、七〇〇トン
〇七二三・三五	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。）	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	四九四、三〇〇トン
〇七二三・三九	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一六七、〇〇〇トン
〇七三三・五〇	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	七五、〇〇〇トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの〇・七五トンに換算するものとする。）
〇七三三・六〇			
〇七三三・九〇			
一〇〇五・九〇			
一一〇七・一〇			
一一〇七・二〇			
一一〇八・一二			
一一〇八・一三			
一一〇八・一四			
一一〇八・一九			
一一〇八・二〇			
一九〇一・二〇			
一九〇一・九〇			
二二〇二・三〇			
二二〇二・四一			
二二〇二・四二			

六六六
四四四
〇〇〇
五五五
九九九
〇〇〇
六六六
四四四
〇〇〇
五五五
九九九
〇〇〇
六六六
四四四
〇〇〇
五五五
九九九
〇〇〇